平成２３年（フ）第９１号
鹿児島県鹿児島市中央町32番地34　第二大丸ビル302号
債務者　森田　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９５号
鹿児島県いちき串木野市中尾町29番地
債務者　石野　幸恵
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目20番19号　鴨池フラット304号
債務者　笹野ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７号
北海道小樽市末広町32番14号、前住所北海道小樽市末広町40番12号
債務者　清都ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４１号
北海道余市郡余市町美園町21番地28、前住所北海道余市郡余市町大川町15丁目19番地２
債務者　中島　　到
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４３号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―1304号
債務者　菅原　清治
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０１号
秋田市牛島東１丁目２番13号
債務者　菅原　　梢
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５号
福島市御山字検田53番地　信夫ハイツ304号室
債務者　美濃このみ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
群馬県みどり市笠懸町鹿4431番地５
債務者　飯塚　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３３２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―２―506
債務者　桒原　克正
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―２―506
債務者　桒原　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
千葉県鴨川市西町1073番地　マリーナ22―106
債務者　瀬尾　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第８号
千葉県館山市館山992番地
債務者　青木　　馨
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２８号
福井市三郎丸町第22号15番地１
債務者　野口　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
福井県大野市篠座17号23番地
債務者　今村　聡美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
福井市西開発１丁目2707番地
債務者　木原　秀世
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６３号
福井市西開発１丁目2707番地
債務者　木原　竹子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
福井市中央３丁目２番18号　ＡＫ福井中央ビル201号室
債務者　島津壽恵子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係